# 第四節　契丹文字の哀冊

## 契丹文字

現存する慶陵出土の哀册碑石のうちには、本章第一節でのべたように、四面の契丹字碑石がある。それらの碑面の文字は、筆法の點では漢字の隷書體に似たものもあれば、あるいは楷書體、行書體に似ているものもあるが、漢字とは字形の異なるものが多く、たとえ字形が似ていても、それと同じ意味または同じ音をあらわしたものと簡單にきめることができない。またこれを既知の北方系の諸文字、たとえば回鶻（ウィグル）族のウィグル文字、黨項（タングート）族の西夏文字、女眞族の女眞文字などとくらべても同一でない。要するに、まだ讀解することのできない未知の文字であるが、これを契丹文字とみとめることについては、今日だれも疑うものはないであろう。

契丹文字の成立については、遼史巻二、太祖本紀によると、一〇世紀前半ごろ契丹族が國家を建てるとまもなく、太祖の耶律阿保機は新しく國字を創案した（九二〇）というが、人々はこれをのちに契丹大字とよんでいる。[註1] ついで太祖の弟の迭剌は、ウィグル國の使者についてその言語、文字を習得して契丹小字を作ったと傳えられている。[註2] これによると、遼國には大字と小字との二種の契丹文字が存在したことが考えられる。この契丹文字は、遼國が亡んだのち、金代においてもなお重視され、章宗の明昌二年（一一九一）まで約二七〇餘年間にわたって公用された。そしてまた、傍近の諸民族にも大きな影響をおよぼし、西夏文字や女眞文字などは、いずれも契丹文字にならって作られたものといわれる。それにもかかわらず、この契丹文字がどのような字形のものであるかは充分に知られていなかった。[註3] ところが慶陵發見の哀册に見出された未知の文字こそ、契丹文字であることが確認されるにおよんで、これまで、この文字に關して考えられていた諸説が、しだいに是正され明確にされるようになった。[註4]

## 道宗・宣懿兩碑の識別

しかし契丹文字が確認されたというだけでは、慶陵出土の哀册がはたしてだれのものであるかは、明らかにすることはできない。そこでわれわれは、まず問題の二組四面の碑石を、その形態および装飾文様の上から考察して、それらがすべて道宗と宣懿皇后との漢文哀册と軌を一にしている事實により、これらも、道宗および宣懿皇后の哀册であろうと想定した。ところがまたこの二組の碑石は、それぞれあまりにもよく似ているので、どの碑蓋がどの碑身と一組になるかを判定するには、單に形や文様の上からだけでは不可能であって、その上に刻まれている契丹文字を檢討しなければならない。幸にして、碑

蓋の一つに四行四字詰に刻された一六字の篆書風の文字(Pl. 139b)が碑身の一つ(Pl. 141)の第一行目に七字に組みあわせて刻出されている楷書體の一六字とまったく一致するので、まずこの兩碑石が一組をなすものであることが知られる。他の碑蓋に六行六字詰に刻まれた三六字(Pl. 139a)のうち、はじめの九字をのぞいた二七字は、いま一つの碑身(Pl. 140)の第一行目に一〇字に組みあわせて刻まれているものとほとんど一致しているので、この兩者も一組をなすものであることがみとめられる。つぎにこの二種の哀冊碑石のうち、いずれが道宗のものであり、また宣懿皇后のものであるかの決定は、二者のうち碑蓋の字數の多い方が碑身の字數も三七行で多く、碑蓋の字數のすくない方が碑身の字數も三〇行ですくないという關係にあるので、これを漢文哀冊の場合に、篆蓋九字、碑文三六行の道宗哀冊と、篆蓋六字、碑文三四行の宣懿皇后哀冊との間に成立する關係とくらべることによって、一應字數の多い方を道宗の哀冊に比定することもできよう。事實、羅福成・王靜如兩氏の研究によって、字數の多い方が道宗哀冊、字數のすくない方が宣懿皇后哀冊であることが明らかになった。[註5] いまこれらの人々による研究の結果をも引用しながら、やや詳しく刻字について説明してみよう。

道宗の哀冊碑身とみとめられた碑石(Pl. 140, Fig. 230)の上面には、三七行にわたって契丹文字が刻まれている。その第一行の一〇字は「仁聖大孝文皇帝哀冊文」に相當する契丹文字であり、第二行の二九字と第三行の三字は、漢字哀冊文の樣式に照らして、この碑文の撰者の官職氏名その他にあたることが推定される。[註6] 第四行以下は哀冊本文であって、各行とも三六字詰に書かれている。第四行の一七字は「維壽昌七年歲次辛巳正月壬戌朔十三甲戌」の各字にあたることが知られる。第五行のはじめの九字は、第一行のはじめと同じ「仁聖大孝文皇帝」にあたる七字の前に、道宗にあたる二字がそえられたものである。第五行の終り(六字)から第六行のはじめにつづいて「乾統元年四月十日庚子」とよまれる一〇字があり、また第六行一七字目以下には「同年六月廿三壬子永福陵」と推定される一一字が見出される。このうち乾統元年四月以外の日附けは、漢字哀冊文の第三行より第六行にみられるものである。しかし第七行目以下になると、孤立した若干の文字をのぞいては、漢字哀冊文と比較對照しても容易に手がかりをえることができない。ただとくに注意をひくものは、第一二・一三・一五・二三・二四・二五・三一・三六・三七の九行にわたって文字の重刻が行われていることである。それは一行中の若干字にとどまるものもあれば、第二四行および第三六行のように一行全部にわたるものもある。しかし重刻されている文字は、同一の配列がずらして用いられているにすぎず、文章の根本的改變に起因するものではない。ただ第二七行の上から一八字目の字の最後の二原字の重刻は、おそらく語尾の訂正とみるべきであろう。これらの詳細な分析は、重刻を分離した圖によって明示しておく(Figs. 232, 233)。いずれにしても最初の刻字をけずりとらずに、そのままその上に訂正された文字を彫ったもので、



Fig. 232. 重刻の文字を除いた道宗契丹字哀冊文

はなはだ無雑作、無頓着であるとのそしりをまぬがれないであろう。それはまた碑面の文字の誤りが、彫刻の終了後でなければ發見しえなかったという點から、碑石面への文字の轉寫が、薄紙の原稿を貼りつけるという方法によらず、直接碑面に墨書したか、眼でみて寫しとられたことを推定させる。いまこのような重刻によって重複した文字を除去すると、道宗契丹字哀冊文の總字數は一一三五字をかぞえる。

宣懿皇后哀冊碑身(Pl. 141, Fig. 231)には、三〇行にわたっ

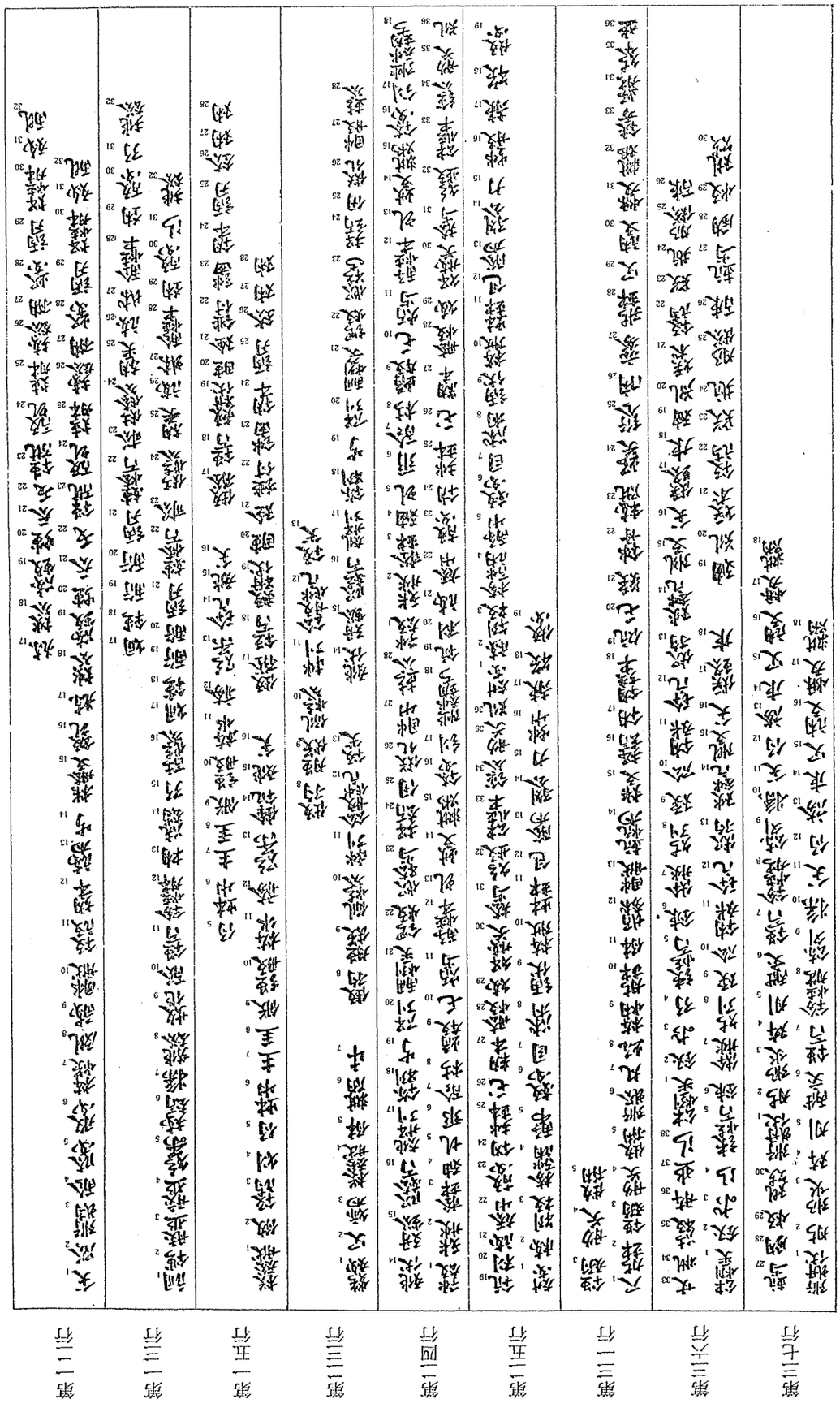


Fig. 233. 道宗奘丹字高冊文の重刻の箇所



本圖は道宗奘丹字高冊文における重刻された文字を、第一次のもの、第二次のものと区別して書きわけたものである。ただし直接碑石について確かめることができないので、どちらが第一次のものであるかは断定をさけた。

第一二行と第一三行は、いずれもその重なっている文字が第一行と第二行の間を、二字分弱とあけて記したものと、つめたものとがある。第一五行も第五字と第一一字目の位置にあったものとつめたものとの重刻である。

第一三—一五行は、第一三行において、その第八字から第一三字にいたる六字と位置を下げて記し、第一四字以下の一五字が第二四行に移されて一三行に及ぶ。三行にわたって相異を生じたものが重なっている。すなわち、この先頭一九字一行は、はじめの四字の間に、この行の第三・四・五字が重なった部分と、第一三行の第三〇行の末尾に刻されている。

第一・二行は、この四字の間に、この行の第三・四・五字が第二五行に移されて一八字が第二五行の一九字以下の一八字が重なっている。すなわち、三行にわたって相異を生じたものが重なっている。

第一二行

第一三行

第一四行

第一五行

第一六行

第一七行

第一八行

第一九行

第二〇行

第二一行

第二二行

第二三行

第二四行

第二五行

第二六行

第二七行

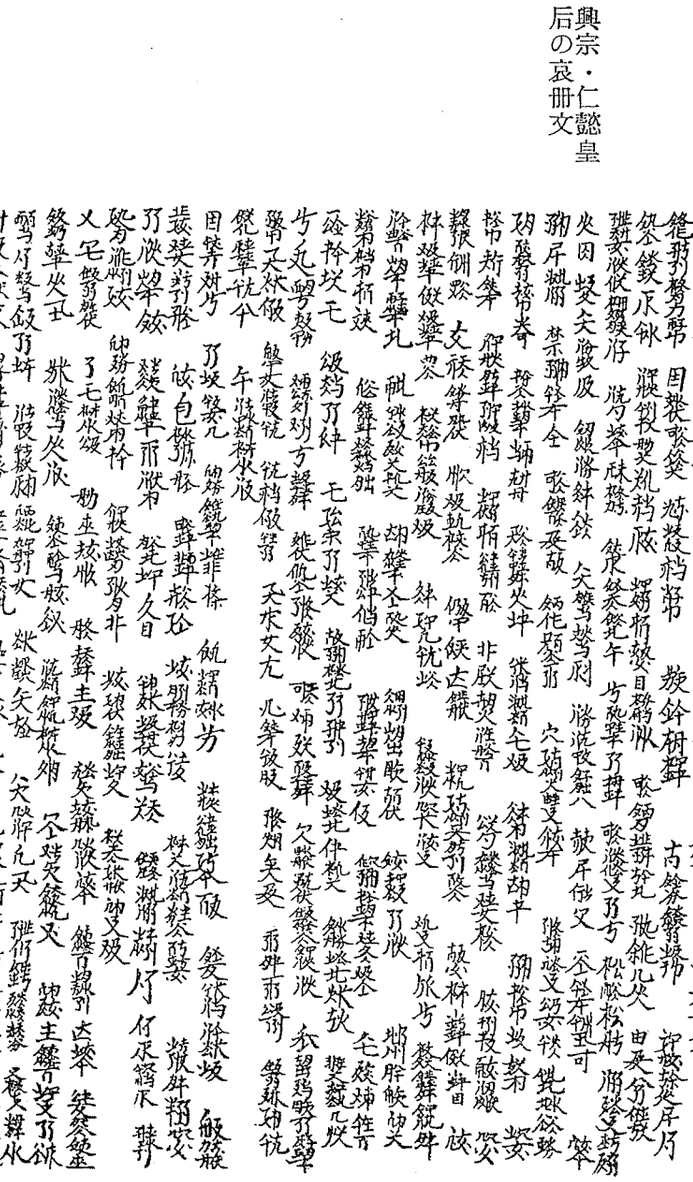
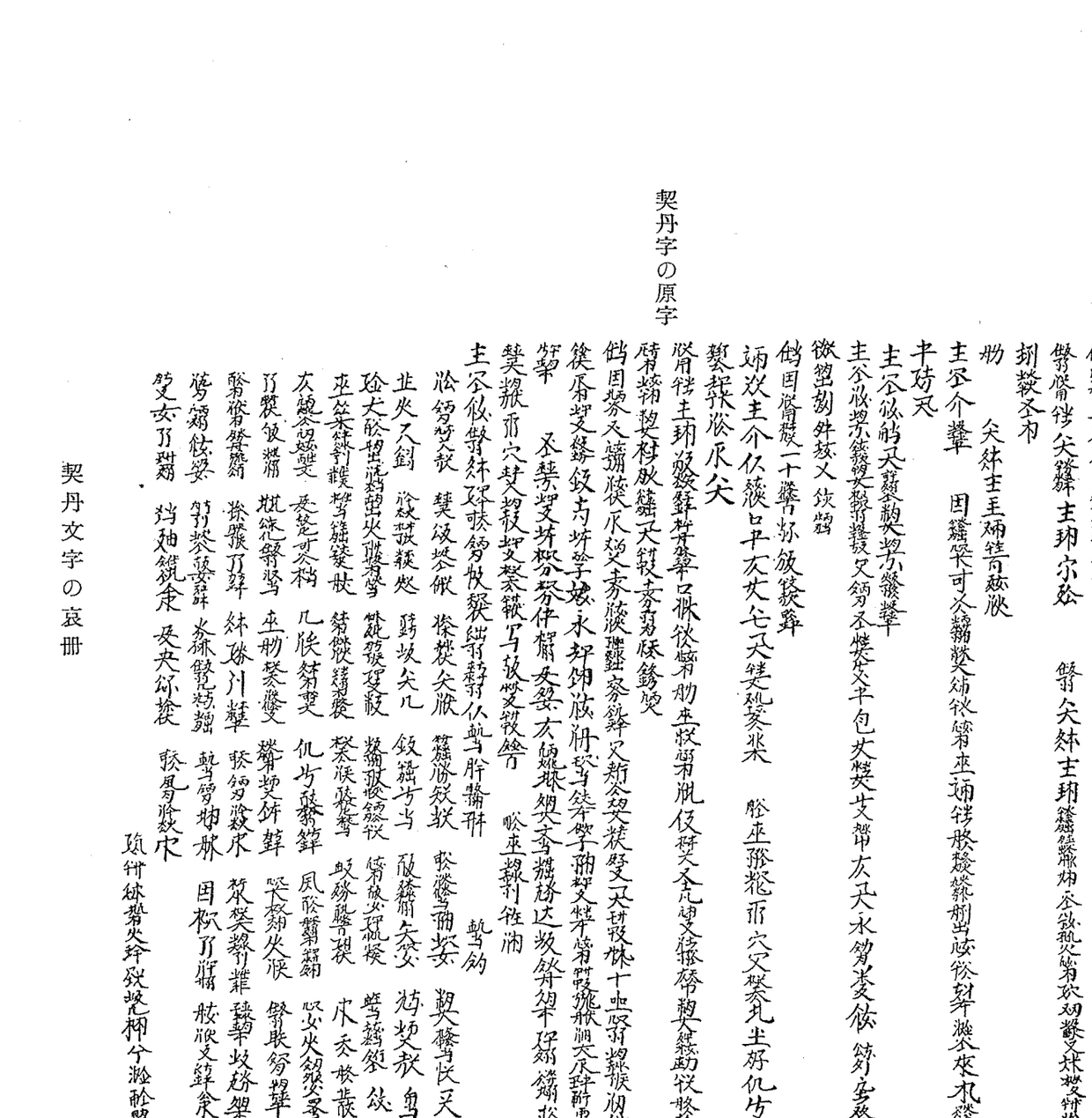


Fig. 234.　興宗契丹字哀冊文

て契丹文字が刻まれているが、その總字數は六二一字をかぞえる。第一行目の七字は「宣懿皇后哀冊文」に相當する契丹文字であり、それ以下は哀冊本文であって、第四行の一八字目以下の一二字は「乾統元年六月廿三日永福陵」と判讀される。それ以下の文中では「嗚呼哀哉」に相當する四字や「皇后」その他の孤立した若干の文字に相當するものが知られているにすぎない。

なお碑石そのものは現在見ることができないが、第六章一節にのべたように、かつてケルヴィン師が中陵の墓室内において發見し、鈔寫させた二葉の契丹字哀冊文がある。羅福成、王靜如兩氏の研究[註5]によれば、これは興宗皇帝と仁懿皇后との哀冊文である。そのうち興宗の哀冊文は三七行、總字數約八五四字である(Fig. 234)。ここでは第一行目から本文が書きおこされ、撰者の氏名は最終行に書かれている。これらの樣式は道宗や宣懿皇后の哀冊文にくらべると、いちじるしく異なる。仁懿皇后の哀冊文は三二行、總字數約五八二字である(Fig. 235)。第一、二行はともに三字



契丹字の原字

契丹文字の哀冊

Fig. 235. 仁懿皇后契丹字哀冊文

ずつ大書され、羅福成氏はこれを「仁懿皇后哀辭」と判讀している。この哀册文も撰者の官職氏名は最終行に書かれている。

以上の四碑が、慶陵の契丹字哀册として今日知られているもののすべてである。そのうちでも、道宗と宣懿皇后との二組の碑石の發見が機緣となり、一九三一年以來各國の學者、とくに日本および中國の諸學者によって、契丹文字解讀の努力が試みられ、相ついで諸研究[註7]が發表されたが、われわれは最近にいたり、ようやく解讀の端緒をつかむことをえた。つぎに、契丹文字の性質および契丹語の系統について、あきらかにしえた點を說明すると、まず第一に契丹文字は多數の原字から成っていることである。その總數は、現在知られる資料[註8]によるかぎり、約三〇〇にものぼるであろう。その上に契丹文字の書法には、漢字の篆書、楷書、行書あるいは草書にも相當する各種の變化があり、うち楷・行二書の書體は並用される場合が多いので、いっそう原字の變化を複雑にしている。第二に、これらの原字は、普通二個ないし七個を組みあわせて、契丹語の一語を構成する[註9]。ただし中には、單獨の原字で、ある意味をもって使用されているものもある。さきに道宗・宣懿皇后などの哀册碑文においてあげた契丹文字の字數は、こうして組みあわされた原字の集合體——中に



Fig. 236. 道宗冢蓋契丹字



Fig. 237. 宣懿皇后冢蓋契丹字

は單獨のものもあるが――を一字とかぞえたものである。いま道宗および宣懿皇后の碑蓋の文字を例にとって説明すると、ここではすべての字が、これを構成する個々の原字に分解された形で並列されている。つぎに、これを組みあわした場合の字數を示してみよう。

道宗 [1]𐰀 [2]𐰀𐰀 [3]𐰀 [4]𐰀 [5]𐰀 [6]𐰀 [7]𐰀 [8]𐰀
[9]𐰀𐰀𐰀𐰀

宣懿皇后 [1]𐰀 [2]𐰀 [3]𐰀 [4]𐰀 [5]𐰀 [6]𐰀 [7]𐰀
[8]𐰀 [9]𐰀 [10]𐰀 [11]𐰀 [12]𐰀 [13]𐰀 [14]𐰀 [15]𐰀

第三に、原字による契丹文字の構成法は、一段に原字二個を限度として、上下段にかさねるのが原則である。同一段の二個は常に左から右への順序におかれ、つぎに上段の右から下段の左へつづく。いま各碑にみられる原字構成法を圖示すると、つぎのようである。

| | | |
|---|---|---|
| I | ① | |
| II | ①② | ①② |
| III | ①② | ①② |
| IV | ①② | ①②③ |
| V | ①② | ①②③④ |
| VI | ①② | ①②③④⑤ |
| VII | ①② | ①②③④⑤⑥ |
| | ①② | ①②③④⑤⑥⑦ |

この圖表によってもわかるように、二個の原字を組みあわす場合には、左右にならべるものと上下にかさねるものとの、二つの配列形があり、また三個ないし五個の原字を組みあわすにも、二つの配列形があったようである。いま仁懿皇后の哀冊と道宗その他の哀冊とをくらべると、前者には二つの原字を上下にかさねた形が比較的多く見出される。[10] また仁懿皇后哀冊文第三行目や、東陵の人物畫の一、二の署名にみるように(Fig. 67)、人名の場合などには原字を一つずつ離して書くことも行われている。[11] さらに原字の構成狀態をみると、そこにはしばしば單獨に用いられて、一語をあらわしている

原字がかなり見出される。[12] また他の原字と組みあわされる場合にも、常に語頭にのみおかれるという性質をもつ原字が相當にある。これらの事實から原字の中には、表音文字以外の原理による文字、すなわち表意文字もあることがわかる。しかし、全部の原字を表意文字とみることは、いかに契丹語の語彙が單純なものであったと假定しても、三〇〇字ではすくなすぎる。逆にこれが全部表音文字であると考えると、たとえば蒙古語が約三五〇種の音節の變化を、普通に用いられる形としてもっていることとくらべても、決して多すぎる數ではない。そこで第四として、契丹文字の原字には表音文字と表意文字とがあることが知られる。そして後者は、表意文字として單獨で用いられる一方、また表音文字と結合される場合もある。一例をあげると、皇帝をあらわす主王の二原字は、單獨で用いられるとともに、ときに後者の王は琲の形で結合されているが(道宗哀册第一行七字目)、これは主琲の二字で「皇帝の」の意味である。すなわち右側に結合された朩は物主格 genitive case をあらわす表音文字であることがわかる。こうして第五として、組みあわされた契丹文字には、その語尾の一原字ないし四個の原字が、名詞の格および動詞、形容詞などの接尾語を示す表音文字からなる場合がふくまれていることがあきらかになった。[13] これによって、われわれの行なった接尾語識別の結果を示せば、別表のとおりである。

## 契丹語の系統

いまあきらかにしたように、契丹語が組みあわされた一字、すなわち一語のうちに、名詞の格や動詞の變化を示す接尾語をふくむという事實は、これが中國語と異なる言語であることを意味している。たとえば漢文で、鳥宿『池中樹』、僧敲『月下門』という詩の時代に、洪邁が『夷堅志』巻一八、丙志、契丹誦詩の項の中に收めているつぎの一句である。すなわち「契丹の小兒は、はじめ漢文の書をよむのに、まず俗語でその文句を顚倒して習っている。たとえば漢文で、烏宿『池中樹』、僧敲『月下門』という詩の句をよむには、月明のうちに和尚は門子を打ち、水の底裏の樹上に老鴉坐る、というようにである」と傳えている。これによって推せば、契丹文の構成法は、漢文とは全く異なり、アルタイ語の系統であることがわかる。契丹語の研究はすでに一九世紀前半以來クラプロートやシヨットらによって著手されているが、それらはまだ未熟なものであった。これらの研究を批判して、契丹語の位置づけに大きな貢獻をされたのは白鳥庫吉博士である。博士は遼史、契丹國志、遼史拾遺などの中國資料のうちから比較的確實と思われる契丹語を抽出し、これらを現在のアジア北方民族の諸語と比較した結果、その若干は蒙古語で、他の一部はツングース語で解きうることを證した。したがって契丹語から推測すると、契丹民族は蒙古族とツングース族との混合した民族であるべきことを論じ、また契丹民族を、今日蒙古族とツングース族との雜種とみとめられている、ダフール人の祖先に該當するものであろうと推測した。[14] なおポッペ教授の研究によれば、ダフール語は、いわゆる中世蒙古諸方言と大差なく、いわば蒙古語の古形をとどめる一方言であることが明らかにされている。[15] いま白鳥博士とポッペ氏との

研究を併せ考えると、第六として、契丹語は一應中世蒙古語の系統に屬するものと考えられる。

契丹原字の音價推定

契丹語が中世蒙古語の一方言であることが推定されるならば、契丹文字は、中世蒙古語系の言語を書きしるしたものと思われる。したがって、もし契丹文字の上にも、蒙古語にみられる母音調和の原則があらわれているならば、原字の音價の決定は、それによって一つの手がかりをうることになるであろう。すなわち契丹文字が、母音調和の原則によって軟母音をふくむ原字群Aと、硬母音をふくむ原字群Bとにわかれているものとすれば、そこにはB群の文字とは組みあわされることのないA原字群と、同樣にA群の文字とは組みあわされることのないB原字群、および中性として、A・B兩群のいずれとも組みあわされるC原字群とが區別されるはずである。ところが、頻度の多い原字について檢討した結果は、現實の契丹文字には、このような三群の區別をみとめることはできない。この事實から第七として、契丹語には母音調和がなかったとは斷定できないが、すくなくとも契丹文字は、母音調和を嚴密に表記していないということができる。言語は母音調和を有しながら、文字にはそれがないとすれば、これらの契丹文字が、主として子音のみを表記し、多くの場合母音の表記を缺いているのでないかということも、一應考えに入れなければならないであろう。一方、中世蒙古語を漢字を用いて表記した『元朝祕史』や、甲種本華夷譯語[註16]の『韃靼館譯語』をみると、一つの漢字であらわされている音は C(子音)+V(母音)、V または C の場合が多く、蒙古語の一般的音節である C+V+C あるいは V+C の形で一字にあてられているのは、多く末尾の子音が n, ng, m の場合にかぎられているようである。[註17] これは漢字が一字では、蒙古語のもっているすべての C+V+C の音を自由にあらわすことができないためであろうが、ここで注意をひくのは、漢字で表記された中世蒙古語の一語が、ほとんどすべて一字ないし七字の漢字で構成され、とくに二字ないし四字のものが多いという事實である。これは契丹文における原字の構成數の大勢と一致する。このことは契丹語を漢字の音を用いて記した場合と、中世蒙古語を漢字の音を用いて記した場合とにおいて、一語をあらわすに必要な表音文字の數が似ているといえるのであって、とりもなおさず、契丹文字の原字の音價が、漢字のそれにかなり近いものであったと考えうることになる。最後に契丹大字と小字とについて考えてみると、いままで說明したような組みあわせて用いられる文字は、一應小字と稱してよいであろう。大字は註4で紹介した羽田博士の說のように、燕北錄や書史會要にみえる、いわゆる契丹文字がこれにあたるのではないかと思われる。さらにまた大字は、あるいは各哀册文にみるように、主として小字で書かれている文章のうちにも、單獨で用いられたり、語頭にのみ組みあわされる表意文字としても、かなりの數がふくまれているのではあるまいか。[註18]

以上、契丹文字および契丹語について、明らかにしえたところを要約すると、

(1)契丹文字は現在知られる資料によるか

ぎり、約三〇〇種の原字から成つている。(2)原字は、普通二個ないし七個を合成して一語をなす。ただし單獨で意味をもつ原字もある。(3)原字の組みあわせは、一段に原字二個を限度として上下段にかさねて行く。同一段の二個は、常に左から右へならべられ、二個のときは上下にかさねる場合もある。つぎに上段の右から下段の左へつづく。(4)原字には、表音文字と表意文字とがある。(5)組みあわされた契丹文字の、語尾の一原字ないし四原字は、名詞の格および動詞の接尾語などを示す表音文字から成る場合が多い。(6)契丹語はアルタイ語、とくに中世蒙古語の系統に屬するものと思われる。(7)契丹文字は、母音調和を表記していないようである。(8)契丹文字の表音文字としての原字の音價は、C＋Vまたは V 形が多いように思われる。(9)哀册文の契丹文字は主として小字であるが、大字は契丹小字のうちで表意文字と考えられるものにもふくまれているようである。

さて、いま説明したような契丹文字と契丹語とに關する知識にもとづいて、つぎに契丹文字の解讀の方法を考えてみよう。まず契丹語が中世蒙古語の一方言であるということが一應みとめられるものとすれば、中世蒙古語で書かれている文章、たとえば『元朝祕史』や甲種本華夷譯語『韃靼館譯語』文例の部の文章を構成する個々の單語を、さらに音節に分解した場合、そこに示される各音節の全文章中における出現率と、各語の語頭・語中・語尾にあらわれる頻度とは、契丹文における各音節の頻度と近似するものと考えられる。また中世蒙古語が漢字で表記された場合、各一語を表記する漢字の數と契丹語を構成する契丹原字の數とがほぼ一致するから、われわれは『元朝祕史』および甲種本『韃靼館譯語』の各音節頻度表と、興宗・仁懿皇后・道宗・宣懿皇后の四哀册文にみえる契丹原字の頻度表とを比較對照するとともに、別表にかかげた契丹語接尾語と、中世蒙古語の接尾語を照合して、すでに數十個の契丹原字の音價を推定することができた。しかし、さきに指摘したように、契丹文字で書かれた各語の語根には、かなり多くの表意文字がふくまれている。さらに表意文字として作られた契丹大字が、そのままその音の一部をあらわす表音文字となり、それが契丹小字として使用されている可能性もあるので、慶陵の哀册文の段階では、まだ同一音價をあらわす原字が一種に整理されていず、契丹語の一語を表記するにも、二組以上の原字の使用法があるため、[註19] 哀册文の內容をことごとく讀解するにはいたっていない。したがって、現在われわれの推定している原字の音價の詳細は、さらに今後の檢討と研究をかさねた上で發表することにしたい。なお、われわれが契丹文字の研究をここに述べた程度にまで進めることができたのは、中世蒙古語に深い造詣をもつ天理大學宗教文化研究所員山崎忠氏と、契丹文字の研究に傾心しつつある神戸市外國語大學助教授長田夏樹氏の協力によるところが多い。とくに『元朝祕史』と『韃靼館譯語』の音節頻度の算出は、山崎氏の作成された資料カードによった。兩氏の厚意に深く感謝するしだいである。

## 哀冊碑石と哀冊文

註1　遼史卷二、太祖紀下に「神冊五年春正月乙丑、始製二契丹大字一、九月壬寅、大字成、詔頒二行之一」という。なお遼史によれば、この大字の製作には耶律魯不古(遼史卷七六)と耶律突呂不(遼史卷七五)らも賛助協力している。

註2　遼史卷六四、皇子表に「(太祖弟)迭剌性敏給、回鶻使至、無下能通二其語一者上、太祖曰、迭剌聰敏可レ使二遣迓一之、相從二旬、能習二其言語一書一、因制二契丹小字一、數少而該貫」という。この小字製作の年代を、白鳥庫吉博士は天贊三年(九二四)ないし四年のころと推定されている。白鳥庫吉「契丹女眞西夏文字考」(史學雜誌　第九編第一一號、明治三一年)。

もっとも、中國では契丹文字が、遼國に投降した漢人の指導によって、漢字の隷書體から作られたかのように考えられていたことは、王溥の『五代會要』卷二九に「契丹本無二文記一、唯刻レ木爲レ信、漢人陷レ番者、以二隷書之半一就加二增減一、撰爲二胡書一、同光之後、稍稍有レ之」といい、また歐陽修の『新五代史』卷七二にも「至二阿保機稍併二服諸小國一、而多用二漢人一、漢人教レ之以二隷書之半一增二損之一、作二文字數千一、以代二刻木之約一」などと述べていることによって知られる。これは、契丹大字のことをいったもののようでもあり、あるいはまた契丹小字を構成する原字をさしたもののようにも考えられるが、確實な證據を缺くため、斷定することができない。

註3　內外の東洋學者の間で、契丹語および契丹文字に對して深い關心がもたれるようになったのは、かならずしも最近のことではない。すでにクラプロート Heinrich Julius Klaproth は一九世紀前半に、その著『アジア語彙集』*Asia Polyglotta*, Paris, 1823 の中で、中國の史書にみえる契丹語が、ツングース語とくに滿洲語に類似していることを指摘し、その後ショットも、契丹語はツングース語系に屬すと推定した°(W. Schott, *Kitai und Karakitai, ein Beitrag zur Geschichte Ost und Innerasiens,*

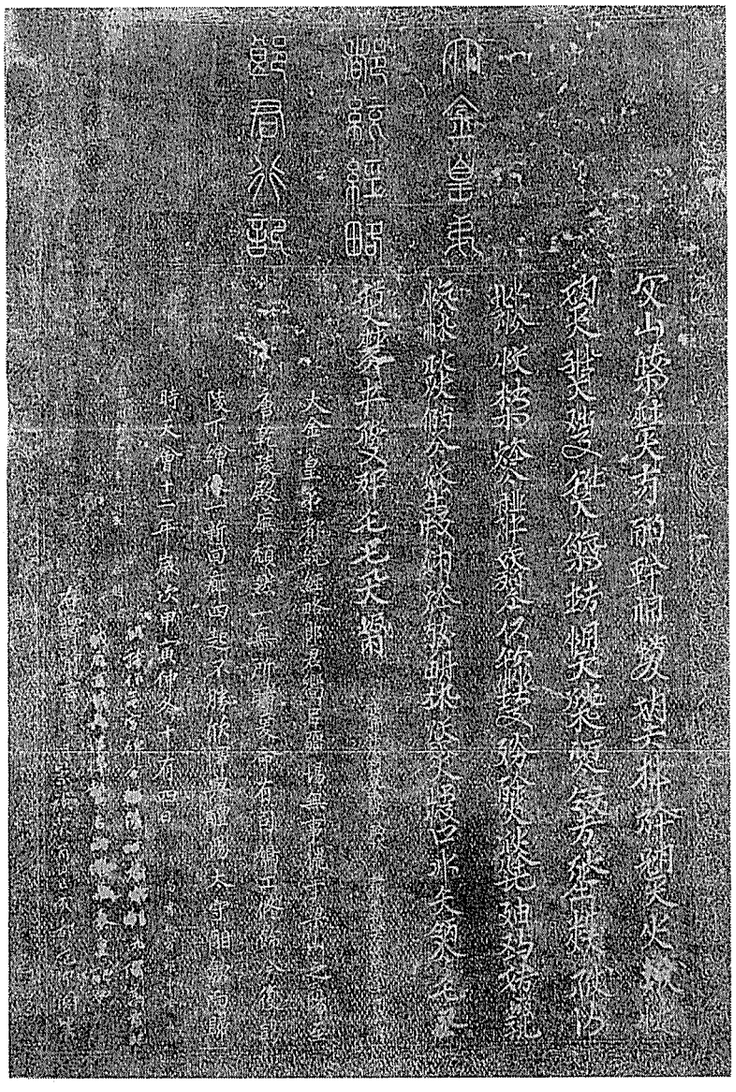


Fig. 239. 大金皇弟都統經略郎君行記碑拓

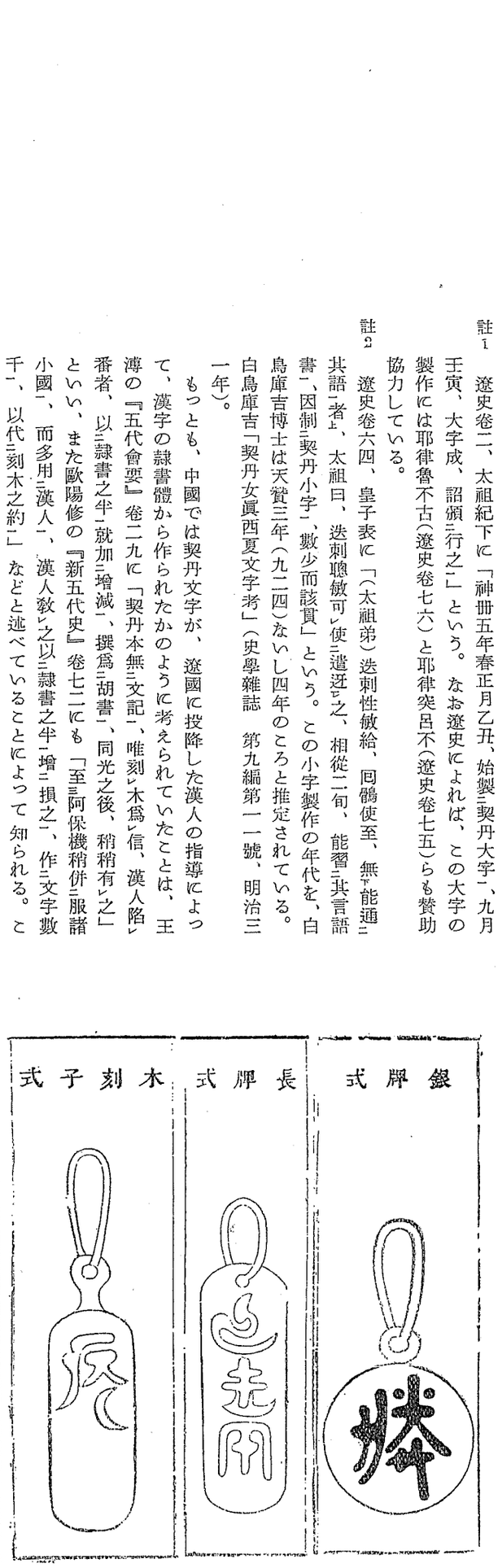



Fig. 238. 燕北錄に見える契丹文字



Fig. 240. 契丹字銘八角鏡

1879) また契丹文字に關しても、一九世紀中ごろ以後、レミュザー Remusat、ワイリー Wylie、ブッシェル Bushell、マルカルト Marquart などの諸學者によって、女眞文字とともに論じられるところがあつた。

さらに白鳥庫吉博士は、一八九八年前揭の「契丹女眞西夏文字考」において、宋人王易の『燕北錄』や元末明初の陶宗儀の『書史會要』に收められた「朕、勅、走、馬、急」の意味をもつ契丹文字（Fig. 238）や、また河南省開封の『宴臺國書碑』の文字や陝西省乾縣北關外に殘る唐高宗陵の無字碑に刻されている『大金皇弟都統經略郎君行記碑』の文字、あるいは吾妻鏡にのせられた異國文字などを比較檢討したのち、燕北錄や書史會要の文字を契丹文字、宴臺國書碑の文字を女眞小字、大金皇弟都統經略郎君行記碑の文字を女眞大字と推定された。しかし、これら諸學者のいずれの說も、資料不充分のため暗中模索の域を出なかつたわけである。ちなみに大金皇弟都統經略郎君行記碑は石墨鐫華、關中金石記、金石萃編などの諸書に收められ、錢大昕の潛研堂金石文跋尾には、それに關する詳しい考證がみえる。Fig. 239 は、史學雜誌第二一編第二號に添附されたこの碑拓の寫眞版の轉載である。

契丹文字の確認と研究　契丹文字が學界で確認されるようになつたのは、一九二二年ケルヴィン師が慶陵の中陵から漢字および未知の文字を刻んだ哀冊碑文を發見し、この未知の文字を筆寫して一九二三年の『北京カソリック公報』に契丹文字として紹介した——同年ベリオ博士も、この全文を『通報』誌上に轉載している——ことにはじまる。これにもとづいて一九二五年羽田亨博士は、從來の諸說を正し、新出土の哀冊文字および、これまで白鳥博士らから女眞大字と推定されていた大金皇弟都統經略郎君行記碑の未知文字を契丹小字、また燕北錄や書史會要にみえる、いわゆる契丹文字と舊朝鮮總督府博物館（京城）所藏の八角鏡面の未知文字（Fig. 249）とを契丹大字であろうと推定された。（羽田亨「契丹文字に關する新資料」（史林　第一〇卷第一號、大正一四年）。

註5　羅福成氏の「契丹國書哀冊釋文考證」は、一九三四年三月金毓黻氏によって編輯され、奉天圖書館から刊行された『遼陵石刻集錄』卷四に收められているが、興宗皇帝、仁懿皇后、道宗皇帝、宣懿皇后の契丹字哀冊文釋文と道宗皇帝、宣懿皇后の契丹字篆蓋釋文とより成る。なお羅氏は、この前年一九三三年に、すでに「遼宣懿皇后哀冊釋文」を發表している（滿洲學報　第二）。王靜如氏は一九三三年に「遼道宗及宣懿皇后契丹國字哀冊初釋」（中央研究院歷史語言研究所集刊　三ノ四、一九三三年）、を世に問うているが、羅福成氏の方が判讀されている文字が多い。

註6　道宗の契丹字哀冊文と宣懿皇后のそれとをくらべると、ともにその第二・三行は碑文撰者の官職氏名にあたるものと考えられる。そのうち第二行についてみると、前者は二九字、後者は三三字よりなるが、これは前者の第一八字目と第一九字目との間に、後者は四字だけ別の文字が入つているためである。しかし、この四字以外の二九字は、兩者とも同一である點からみると、同じ撰者であると推測される。

註7　いまこれらのうちから主要な論著をあげてみると、つぎのとおりである。

卞鴻儒「熱河林東契丹國書墓誌跋」（東北叢鐫　一四期、一九三一）この論文は遼寧圖書館員卞鴻儒氏が、一九三〇年一〇月國立中央研究院北平歷史語言研究所員の梁思永氏とともに林東・林西地方に調査旅行をした際、林西において慶陵出土の契丹文字哀冊文の手拓若干葉をえ、その拓影および入手の顚末をのべたものである。これによって中國學者間にも契丹文字への關心が高まることになった。

孟森「遼碑九種跋尾」（國學季刊　第三卷三號、一九三二）。

厲鼎煊「熱河契丹國書碑考」（國學季刊　第三卷四號、一九三二）。

羅福成「遼宣懿皇后哀冊釋文」（滿洲學報　第二、一九三三）。

王靜如「遼道宗及宣懿皇后契丹國字哀冊初釋」中央研究院歷史語言研

究所集刊　第三本四分、一九三二)。
Jos. Mullie, "Les Sépultures de K'ing des Leao", *T'oung Pao*, Vol. XXX, No. 1—2, 1933.
金毓黻編『遼陵石刻集錄』(奉天圖書館刊、一九三四)。
王靜如「契丹國字再釋」(中央研究院歷史語言研究所集刊　第五本四分、一九三五)。
辛兌鉉「契丹文哀冊について」(青丘學叢　二八號、一九三七)。
田村實造「遼の言語及び文字」(東洋歷史大辭典　卷八、一九三七)。
田村實造「遼朝帝后の哀冊と慶陵」(滿洲學報　第七、一九四一)。
Fêng Chia-Shêng (馮家昇), "The Chi-tan Script, *Journal of the American Oriental Society*, Vol. 68, No. 1, 1948.
Karl A. Wittfogel, *History of Chinese Society Liao*, 1949, p.p. 240—253.
羅福頤「契丹國書管窺」(燕京學報　三七期　一九四九)。
村山七郎「契丹字解讀の方法」(言語研究　一七・一八號　一九五一)。
山路廣明『契丹語の研究』第一輯、第二輯(一九五一)。
長田夏樹「契丹文字解讀の可能性」(神戸外大論叢　二ノ四、一九五一)

以上の諸論著のうち、契丹文字の研究に最初の、かつ最も大きな成果をもたらしたのは、羅福成「遼宣懿皇后哀冊釋文」、同「遼國書哀冊釋文考證」(遼陵石刻集錄　卷三・四・五)および王靜如「遼道宗及宣懿皇后契丹國字哀冊初釋」、同「契丹國字再釋」であろう。慶陵出土の契丹字哀冊文は、幸にもこれに對應する漢字哀冊文があるため、兩氏はまずこの雙方を比較對照し、できうるかぎり漢字を對應せしめることによつて、契丹文字の意味をあきらかにしようとしたのである。一九三一年以後における諸研究は、いずれも羅・王兩氏の研究から出發しているといえるであろう。ところが、兩氏のように漢文と契丹文との單なる比較對照だけでは、のちにかかげる『夷堅志』にみえる一文からもうかがわれるように、雙方の言語そのものの構成法が全く異なつていること、その上われわれの研究によれば、漢字哀冊文と契丹字哀冊文との內容が、かなり相異していることなどの關係から、一定の限界、すなわち若干の固有名詞か年月日、干支などの特定な單語を對應せしめるのみで、文章の全面的な比定は不可能である。かつ文字の音價も、このような方法では、とうてい明らかになしえないことを知らねばならない。

ところが、一九五一年に村山七郎氏は「契丹文字解讀の方法」において、從來とは別の考え方で契丹文字の音價を決定しようとした。氏の研究によると、前揭の學者たちとは見解を異にし、契丹文字の創製者である迭剌が、ウィグル人から習得したという文字を古代突厥(トゥルク)文字と考え、したがって、契丹文字を構成する原字を古代突厥文字のアルファベットと比較對照して、それぞれの音價を想定した。しかし、すでに長田夏樹氏も「契丹文字解讀の可能性」において指摘しているように、村山氏の推定による音價をみとめると、突厥文字のアルファベットは約四〇個にすぎないのに、それと三〇〇個をこえる契丹原字との調整が、はたして合理的に行なわれうるか疑いなきをえない。また氏は原字の音價の推定から進んで、さきに羅福成氏によつてなされた漢字對譯の契丹文字——道宗と宣懿皇后哀冊のそれぞれ第一行目の文字——があらわす契丹語とその語意とを、蒙古語にもとづいて解いたが、この點について、前述した契丹文字構成上における原字配列の順序を無視している點に不合理がある。しかし契丹原字の祖形を、古代突厥文字に求めようとした着想は、一應注目してよいであろう。

現在知られている契丹文字の資料としては、前揭の道宗皇帝・宣懿皇后の哀冊碑石、興宗皇帝・仁懿皇后の鈔寫した哀冊文、大金皇弟都統經略郎君行記碑文、舊朝鮮總督府博物館藏の八角鏡(Fig. 240)と舊李王職博物館藏の圓鏡(Fig. 241)との鏡面に、それぞれ鑄出されている契丹文字、羅振玉『歷代符牌錄』中に收められる魚符の拓本、米國人福開森所藏の玉璽に刻まれた契丹文字(『遼陵石刻集錄』下冊所收)、

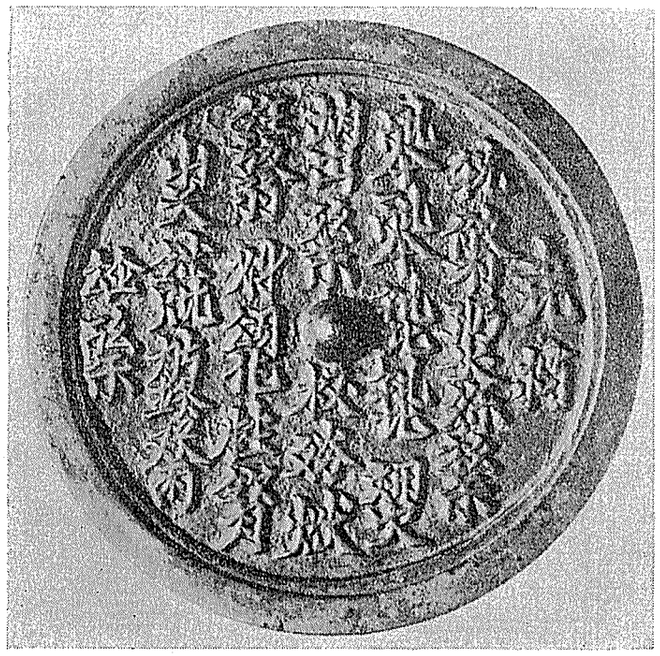


Fig. 241. 契丹字銘圓鏡

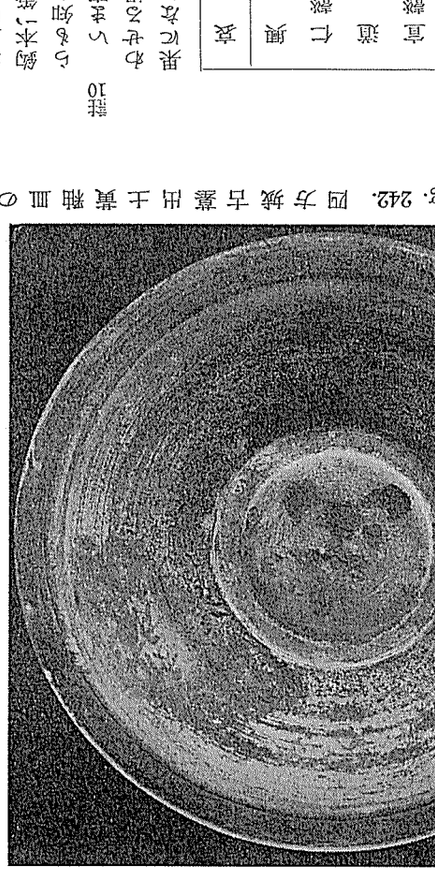


Fig. 242. 四方城古墓出土黄釉皿の契丹字墨書

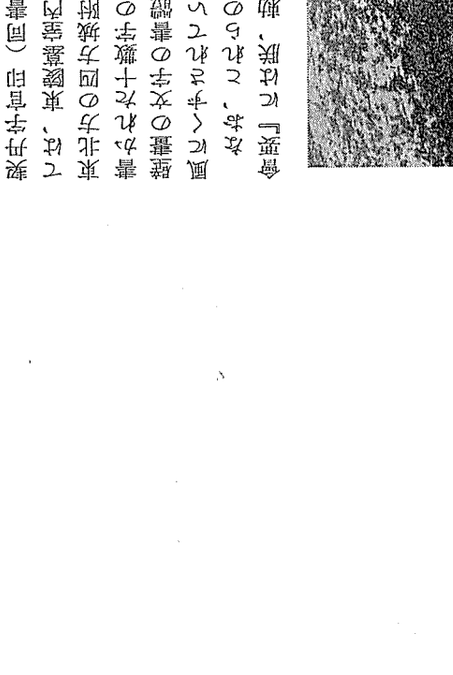


Fig. 243. 成吉思汗聖旨碑

契丹字の家畜

契丹字官印（同書下冊所収）がある。それらに墨書された契丹文字は、東陵墓室内の人物壁畫の肩上に大きく(249.gif)，まとまった研究所蔵の『成吉思汗聖旨碑』の裏面に刻まれている二字の文字をとくに大字であろう。そしてこれと劣るとはいえ、京都大學東洋史

註9　契丹文字が若干個組あわされて一語をなすことについては、中國でも一部の人々に古くから注意されていた。たとえば張昌緒の『語石』巻八には「今歴代國書碑誌之、契丹書最少、滞文勤師曾得二幢、約未計筆畫繁重、如『以唐文兩三字、合成一字』之比例、大約亦不過十數字之譜。」ともある。これらの中から出土した黄釉皿の裏面の周圏に書かれた十數字の契丹文字(Fig. 242)がある。これらのみでは、東陵壁畫の文字の書體は、前記の各文字にくらべて、うすれるわけではないようである。

風にくすされているのが多い。

註10　いま慶陵出土の四種の契丹字墨書文をあつめて、二個の原字を組み合わせる場合に、それを上下にわさねた例を數えると、つぎのような結果になる。

| 墨書文 | 二原字の總數 | 二原字に分かれる例 | % |
|---|---|---|---|
| 興宗 | 一六二 | 五 | 2 |
| 仁懿皇后 | 一七五 | 一六 | 9 |
| 道宗 | 三四八 | 八 | 2 |
| 宣懿皇后 | 一九九 | 二 | 1 |

すなわち、まず二個の原字を上下にかさねる構成法は、とくに仁懿皇后哀冊文において頻繁に用いられていることがわかる。しかも、道宗哀冊文の場合においても、八例のうち六例までは、三六字詰の各行の三〇字以下の文字に見出され、二七字目にある他の一例も、二原字よりなる文字としては、その行における最後にあるる文字にあたる。したがって以上の七例は、行の終りにあって、各行の字數を三六

字に統一するために、字形を上下に長く書く必要から、とくに二原字を上下にかさねる方法がとられたものであることが知られる。殘りの一例の、行の比較的上方にあるものは、はじめの原字が「小」という字であって、この文字を語頭に用いる場合には、常に第二字目は第二段に書くという習慣があるからである。宣懿皇后哀冊文に見出される二例も、またすべてこの種の特定の原字を語頭にもつ場合に限られている。以上の分析の結果から推論すると、道宗哀冊文が書かれた頃には、二原字の組みあわせ法は、普通はこれを左右にならべる方法に統一されていて、特定の原字を用いる場合や、とくに必要のある場合に限って、上下にかさねる方法が併用されたといいうるであろう。

なお二六二頁に表示したように、三字以上の原字を組みあわせる場合にも、上段に一字のみをおく例があるのは、すべていま説明したような、二、三の特定の原字を語頭に用いた際にみられる現象である。

註11　原字を一つずつ離して人名を書く方法は、數個ずつ組みあわせて書く方法よりも古い形で、東陵人物畫の署名は、兩者が共存した時期のものと考えることができる。

註12　羅福頤氏は、このような單獨に使用される原字を字母とよんで九四個表示している。羅福頤「契丹國書管窺」(燕京學報　第三七期　一九四九)。しかし、單獨で使用される原字のみを字母とよぶのは不適當である。

註13　語根に接尾語がつけられている場合に、その接尾語の前半の部分が、語根の品詞をかえるためのものである例もかなり多くみとめられる。

註14　白鳥庫吉「東胡民族考(一四)」(史學雜誌　第二四編第七號、大正二年)

註15　N. N. Poppe, "Über die Sprache der Daguren", *Asia Major*, Vol. X, 1934.

註16　甲種本華夷譯語とは、明の洪武一五年太祖の勅を奉じて火源潔・馬沙亦黑らが編纂し、同二二年一〇月一五日附の劉三吾の序を附して、この年に頒行された譯語をさす。石田幹之助「女眞語研究の新資料」(桑原博士還曆記念東洋史論叢所收、昭和五年)。

註17　これについては、長田夏樹氏も「契丹文字解讀の可能性」(神戸外大論叢　第二卷第四號、昭和二六年)において言及している。なお實例については服部四郎『元朝祕史の蒙古語を表はす漢字の研究』(昭和二一年)、山崎忠「甲種本華夷譯語の音譯漢字の研究(語彙の部)」(天理大學學報　第三卷第一號、昭和二六年)、同「いわゆる甲種本華夷譯語の音譯漢字の研究(文例の部)」(遊牧民族の社會と文化、昭和二七年)などについてみられたい。

かりに哀冊文の契丹文字を全部小字であると假定すると、つぎのような不合理が生ずる。すなわち、第一に、單獨で一語として用いられている原字の數が九四字もあることである(註12參照)。契丹語を中世蒙古語系の言語と考えた場合、中世蒙古語には一音節で獨立した意味をもちうる語は、さほど多くない。その中から十數個の數詞を除いて考えるとしても、なお約八〇個の一音節語の存在は想定しがたい。第二に、語頭に限って使用せられる原字の數が多いことである。元朝祕史などの音節の使用頻度を調べると、たとえば語末に限ってあらわれる音節などにくらべて、語頭にのみ用いられる音節の種類はさほど多くない。したがって、契丹語を中世蒙古語とみとめるためには、獨立で用いられる原字や、語頭に限って組みあわされる原字には、二音節以上の音價をもったものがあることを考慮すべきであろう。

なお、これに關聯して、哀冊文中の契丹原字のあるものに、主としてその右側に一點を書き加えた形のものが、しばしば用いられている事實を注意しておきたい。とくに數詞と思われる原字には、この實例が顯著であるが、某年某月某日などと、數詞を列記した場合には點がなく、文中にその一字のみが挿入された場合に點のあることが多い。現在のわれわれの解釋では、ある原字が二音節以上の音價をもち、しかもその前半の一音節を示す文字としても使用しうる場合に、とくに全音節を表記したことを示すために、傍點が用いられたのではないかと考えている。

要するに、契丹大字といい、契丹小字という場合にも、大字の字形が整理陶汰されて小字となった場合のほかに、同一原字によって表記される音價を、省略する方向への改良が行われた場合も考慮すべきであろう。

これは必ずしも契丹文字に限ることではなく、元朝祕史において中世蒙古語を漢字で表記する場合にも、同一の語に對して二種以上の表記法が隨時使用されている。またわが國の萬葉假名にも同樣な例を見出しうることは、とくに指摘するまでもあるまい。